

## 静岡市入札参加停止等措置要綱運用基準

(題名及び第1条関係)

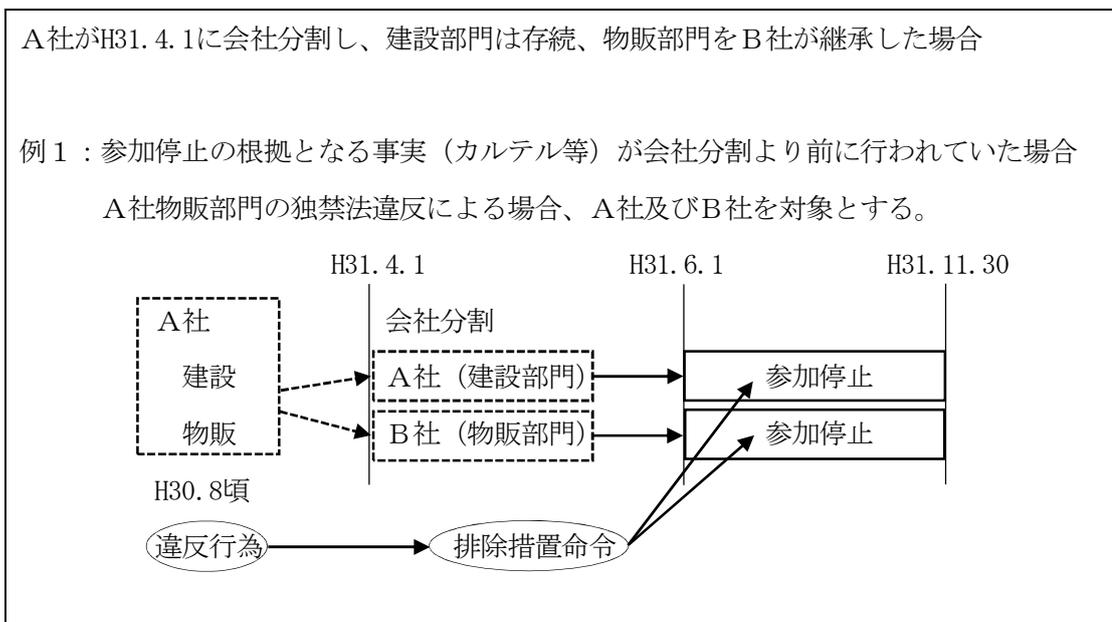
### 1 「入札参加停止等措置」の意義

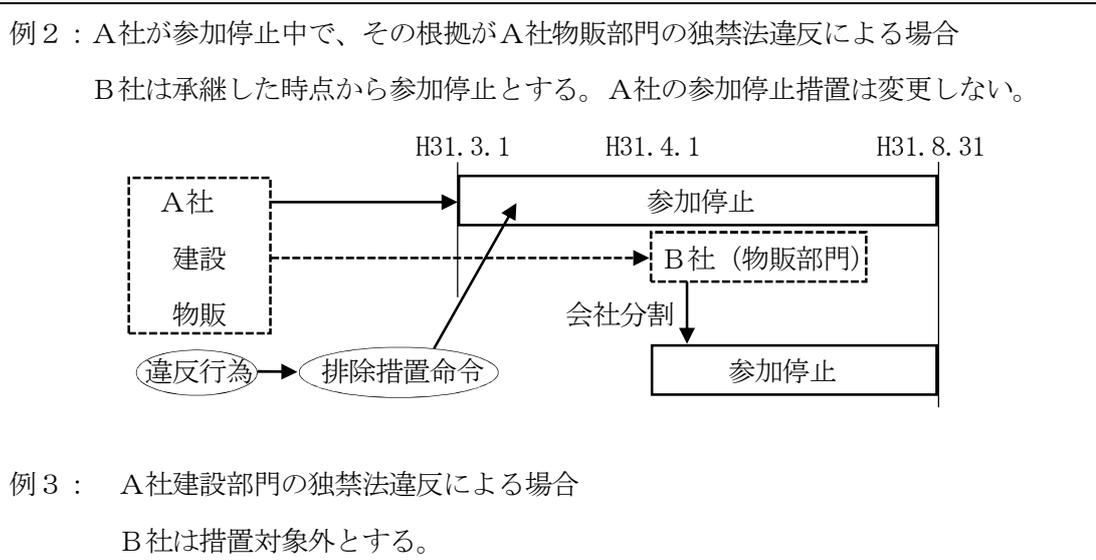
- (1) 静岡市として入札参加停止等措置は、贈賄、不正行為等及び履行に関して事故を起こした有資格業者に対して、司法上の制裁や建設業法上の行政処分とは別に、市の契約の相手方とすることが不相当であると判断して、一定の期間競争入札や競争見積等の参加資格を停止するため、内部的に決定する運用上の措置である。
- (2) 入札参加停止(以下「参加停止」という。)の発動にまでは至らない事案に対して警告等の措置をとる場合があり(第14条)、この要綱の題名においては、この措置を含めて「入札参加停止等措置」と表現しているものである。

(第3条関係)

### 2 承継人に対する措置

有資格業者から参加停止等措置を受ける原因となった部門を、合併、会社分割、営業譲渡等により営業を実質的に譲り受けたと認められる有資格業者(以下「承継人」という。)があるときは、承継人に対しても入札参加停止等の措置を行うものとする。





(第3条関係)

3 参加停止等措置期間の始期

参加停止期間の始期は、その措置を決定した日の翌日（土日・祝日を除く。）とする。

参加停止期間中の有資格業者が、新たに別の事案によって別表各項の措置要件に該当することとなった場合における当該参加停止期間の始期は、その措置を決定した日の翌日（土日・祝日を除く。）とする。この場合においては、当該参加停止の措置の通知についても、第9条第1項の規定に基づいて、別途行うものとする。

<例示>

日付	1	2	3	4		1	2	3	4	5		28	1	2	
曜日	金	土	日	月		木	金	土	日	月		水	木	金	
第1事案	措置決定			参加停止1ヶ月											
第2事案						措置決定	参加停止1ヶ月								

4 指名の取消し措置

現に指名されている有資格業者が参加停止の措置を受けることにより当該指名を取り消されることとなる場合において、当該参加停止に係る事由が入札執行の直前に判明したときは、直ちに当該有資格業者に対して入札辞退を指導する。

なお、当該業者が指導に従わなかったときは、その者を当該入札から除外し、併せて参加停止の措置手続を進めるものとする。

(第4条関係)

5 下請負人に関する参加停止等措置

下請負人には、業務委託等の再委託先を含むものとする。

6 共同企業体に関する参加停止等措置

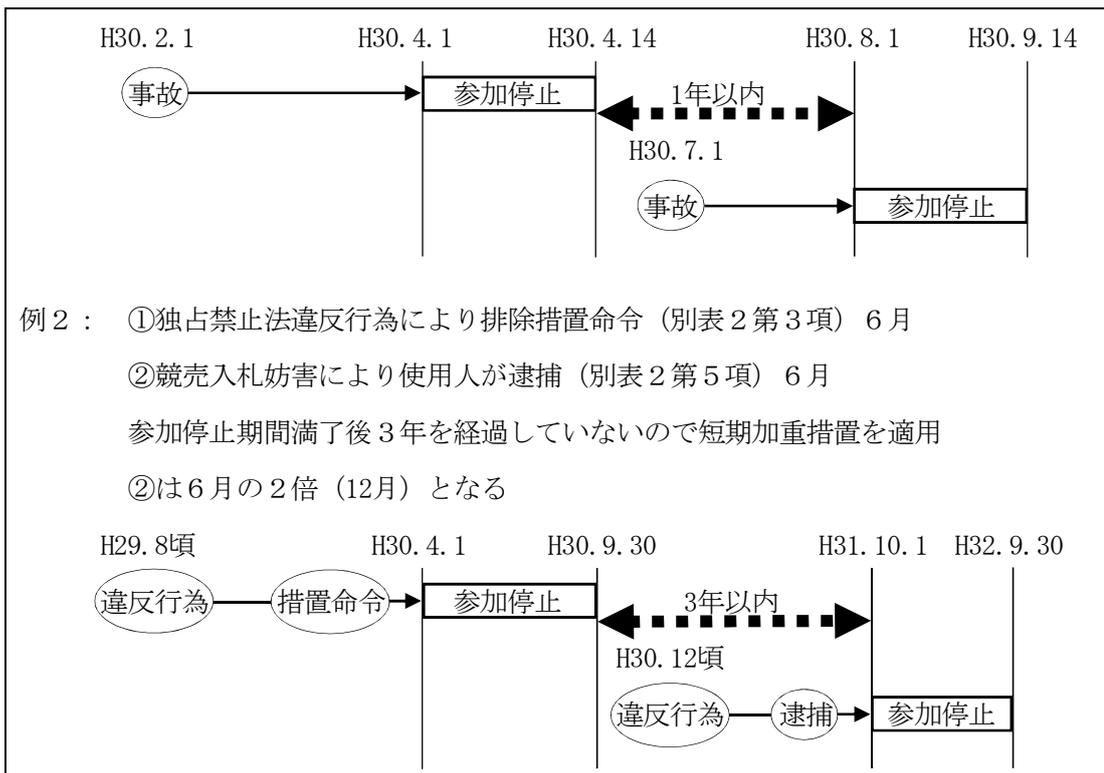
- (1) 共同企業体は、それ自体の人格はないものの、一種の組合契約に基づく取引主体として、本来は各構成員たる有資格業者とは別途の取扱いが行われるべきものであるが、措置要件に該当する事案に事実上関与することとなる構成員たる有資格業者についても、当該事案について明らかに責めを負わないと認められる場合を除き、当該共同企業体の参加停止の範囲内で参加停止をとるものである。
- (2) 第4条第3項の規定による共同企業体の参加停止は、参加停止期間中の有資格業者を共同企業体の名の下に指名しないための措置である。
- (3) 第4条第3項の規定に基づく共同企業体の参加停止は、経常建設工事共同企業体は有資格者と同様に措置するが、特定建設工事共同企業体については、既に対象である工事について落札者が決定済みであって、新たな入札参加が想定されない場合は対象としないものとする。

(第5条関係)

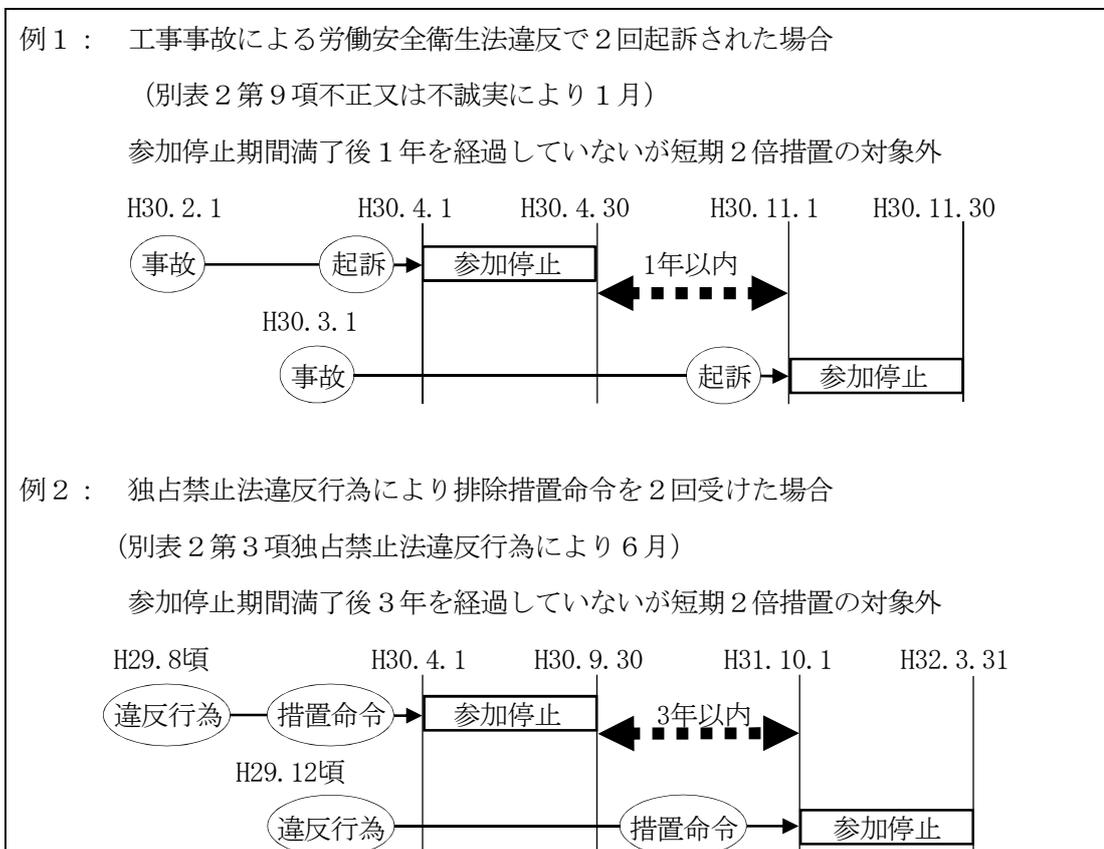
7 参加停止期間の特例

- (1) 参加停止を受けた有資格業者が、一定期間内に同一の表中の措置要件に該当することとなったとき、又は贈賄罪若しくは独占禁止法違反行為及び談合罪の再犯に該当することとなったときは、次の例のとおり、短期2倍（当初の参加停止期間が1箇月未満のときは、1.5倍）の措置をとる。

例1： ①市発注請負での履行関係者事故（別表1第7項）2週間 ②市発注請負での公衆損害事故（別表1第5項）1月 参加停止期間満了後1年を経過していないので短期加重措置を適用 ①が2週間なので②は1月の1.5倍（6週間）となる
--



(2) 有資格業者が別表各項の措置要件に該当することとなった根拠となる事実又は行為が、当初の参加停止を行った以前のものである場合には、短期 2 倍措置の対象としないものとする。



(3) 第4条第3項の規定による参加停止については、6の(2)の趣旨に配慮して、上記(1)の短期2倍の加重措置の対象としないものとする。(第2項)

(4) 参加停止期間中の有資格業者につき、当該事案に係る責任がないことが判明したときは、参加停止の措置を解除することとなるので、参加停止を行おうとするときは、あらかじめ事実関係の調査を十分にしておく必要がある。(第6項)

(第6条関係)

#### 8 独占禁止法違反等の不正行為に対する参加停止の期間の特例

(1) 参加停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置後、加重するものとする。

(2) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

(3) 「他の公共機関等の職員」(第3号及び別表第2の第2項、第3項関係)とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。

更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

(別表第1第1項関係)

#### 9 調査資料の虚偽記載

制限付一般競争入札等において作成される技術資料等に虚偽の記載をした者を措置の対象とする。

なお、通常2年に1度行われている有資格業者名簿作成のための競争入札参加資格認定申請に関する虚偽記載は、上記の虚偽記載と異なり競争参加資格の欠格要件の一つとなるため、資格認定後重要な事項について虚偽記載が発覚した場合には、資格取消とする。

(別表第1第2項、第4項、第5項及び第7項関係)

#### 10 「履行に当たり」の考え方

別表第1の措置基準を適用する場合、履行の過程で行われる全ての行為を含むこととする。

単に工事現場における施工だけでなく、資機材、発生土等の運搬中や土砂捨て場、資材置き場等における事象を含めて解釈することとする。

(別表第1第2項及び第3項関係)

11 過失による粗雑履行

- (1) 建設工事等において粗雑履行とは、工事成績（合計点）が60点未満（入札参加停止措置による減点分を除く。）の工事、会計検査院等により不良工事として指摘された工事、事故等によって軽微でない<sup>かし</sup>瑕疵が発見された工事などをいうものである。
- (2) 委託契約等において粗雑履行とは、検収等において契約相手方の不注意による<sup>かし</sup>瑕疵が発見された委託等をいうものである。
- (3) 故意による粗雑履行については、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される第167条の4の規定が適用され、一定期間入札に参加させないことができることになっている。
- (4) 第3項の一般請負等の<sup>かし</sup>瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法等に基づく監督処分がなされた場合とする。

(別表第1第4項関係)

12 契約違反

- (1) 「契約違反」とは、市発注請負等の履行に関して、11に掲げる粗雑履行の場合以外に、請負工事では、同一工事の入札参加者への下請負や必要な報告を怠る等の契約上の信頼関係の破壊に通ずる行為、本市が行う監督、検査業務への阻害行為などをいうものである。  
業務委託では契約図書で認められていない場合又は規定の手続きを怠り本市の承認を受けないで、その業務の全部又は一部を再委託により履行された行為などをいうものである。
- (2) 契約規則第47条第1項各号により契約解除となった場合（同条第4項に該当する場合を除く。）

措置内容	措置期間
正当な理由がなく契約解除となった場合	2箇月

(別表第1第5項から第8項まで関係)

### 13 事故に基づく措置基準

公衆損害事故又は履行関係者の事故が、安全管理措置が適切であると認められる場合には、原則として資格停止措置はとらないものとする。よって、次に掲げる自損事故や不可抗力による事故は含まないものとする。

ア 作業員個人の責めに帰すべき理由により生じたものであると認められる事故

例：公道上における車両による資材の運搬中に、運転手のわき見運転により生じた事故等

イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故

例：適正に管理されていたと認められる工事等の現場内に、第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等

ウ 把握不可能であると認められる埋設物等の損害事故

例：次に掲げる全てが適切に行われていた場合の事故等

- 1 安全教育
- 2 事前調査
  - ①台帳、既設設計書の確認、②施設管理者への確認、③試掘、金属探査等
- 3 事故後の対応
- 4 その他、安全施工技術指針等に基づく安全管理措置

(別表第1第5項から第8項まで関係)

### 14 事故に基づく措置に係る被災状況の判断基準

当該事故の被害を判断するために人身、損害等の被害状況を以下の判断要素に照らし判断する。

#### (1) 人身の被害状況を判断するための基準

被害		判断要素
人身	軽傷	全治30日未満を目安
	重傷	全治30日以上を目安

※全治とは、実際に治療に要する期間（受傷日から最終通院日まで）をいう。

(2) 損害の被害状況を判断するための基準

被害		判断要素
損害	軽微	公共機関や民家等へ軽微な損失又は影響を与えた
	中程度	公共機関や民家等へ損失又は影響を与えた
	重大	公共機関や民家等へ多大な損失又は影響を与えた

例1：高圧電線及び特別高圧電線、上水道の導水管及び送水管、ガス管の場合

中程度：影響が100世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

重大：影響が101世帯以上、又は発生から12時間以内に復旧できなかった場合

例2：ライフライン等（例1以外。通信等で不特定多数の市民が利用するケーブルを含む。）  
の場合

軽微：10世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

中程度：11世帯以上100世帯以下、かつ発生から12時間以内に復旧した場合

重大：101世帯以上、又は発生から12時間以内に復旧できなかった場合

例3：公共機関の場合

軽微：一般交通等に影響が小さい（交通安全施設や道路付属物の破損等）

中程度：一般交通等に影響が大きい（幹線道路の不通、交通安全施設の機能不能、ケーブル切断による機能不能等）

重大：公共交通機関（JR・私鉄・バス）が不通等

※ 公共機関とは、国、地方自治体や公益法人及び公共性の高い企業とし、公共機関の業務や事業への影響を含む。

例4：民家、事業所（上記ライフライン等及び公共機関を除く。）等の場合

軽微：建物以外（外構、車両等）の損傷

：事業用ケーブルの切断等において、発生から6時間以内に復旧した場合

中程度：建物の損傷（重大な場合以外）

：事業用ケーブルの切断等において、発生から12時間以内に復旧した場合

重大：建物の損傷で、主体構造、屋根、基礎に影響がある場合

：事業用ケーブルの切断等において、発生から12時間以内に復旧できなかった場合

※ 事業用ケーブルとは、特定の事業者のみが使用するケーブルをいう。

※ 復旧とは、機能を回復した仮復旧を含む。

(3) 入札参加停止の措置時期

入札参加停止の措置時期は、早急に行うことが望ましいが安全管理について、関係庁の処分をまって決定できるものとする。

- (4) 「死亡」とは、工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者又は工事関係者以外の第三者が48時間以内に死亡した場合、「人身の被害状況を判断するための基準」は、入院加療及び通院加療を要する場合をいう。

(別表第1第5項及び第7項関係)

15 市発注請負等における公衆損害事故及び履行関係者の事故の措置基準

- (1) 市発注請負等における公衆損害事故の措置基準は、次のとおりとする。

程 度 被害状況	安全管理措置が 不適切である	著しく安全管理 義務を怠った
損害が軽微	口頭注意	文書注意
損害が中程度	1 箇月	2 箇月
損害が重大	2 箇月	3 箇月
軽傷	1 箇月	2 箇月
重傷	2 箇月	3 箇月
死亡1名	3 箇月	4 箇月
死亡2名以上	4 箇月	6 箇月

注意事項

- 1 上記を基準に案件ごとに状況を勘案する。
- 2 特に社会的に重大な影響を及ぼす場合にはこの限りではない。

(2) 市発注請負等における履行関係者の事故の措置基準は、次のとおりとする。

区 分	安全管理措置が 不適切である	著しく安全管理 義務を怠った
軽傷	文書注意	2週間
重傷	2週間	1箇月
死亡1名	1箇月	2箇月
死亡2名以上	3箇月	4箇月

注意事項

- 1 上記を基準に案件ごとに状況を勘案する。
- 2 特に社会的に重大な影響を及ぼす場合にはこの限りではない。

(3) 市発注請負等における事故について、「安全管理の措置が不適切」であると認められるのは、次のア又はイに該当する場合とするが、ウに掲げる事由によることが適当であると認められる場合は、これによることができる。

ア 法令等の遵守がされていない。法令等とは本市が契約図書により具体的に示した事故防止の措置を含む。

イ 本市の調査結果等により、当該事故についての契約相手方の責任が明白となったとき。

ウ 請負工事にあつては、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき。

(4) 市発注請負等における事故について、「著しく安全管理義務を怠った」と認められるのは、上記(3)に加え、次のア、イ又はウ該当する場合とする。

ア 同一工事において再度事故が発生した場合（口頭注意又は文書注意となった事故を含む。）

イ 監督員が具体的に指示した事故防止措置を講じていなかった場合

ウ 設計図書等により危険性を事前に把握可能であった場合

(別表第1第6項及び第8項関係)

16 一般請負等における公衆損害事故及び履行関係者の事故の措置基準

(1) 措置基準は、次のとおりとする。

程 度	措置期間
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、損害を生じさせた。	1 箇月
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、負傷者を生じさせた。	2 箇月
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、死亡者を生じさせた。	3 箇月

注意事項

上記を基準に案件ごとに状況を勘案する。

(2) 一般請負等における履行関係者の事故の措置基準は、次のとおりとする。

程 度	措置期間
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、負傷者を生じさせた。	2 週間
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、死亡者を生じさせた。	2 箇月

注意事項

上記を基準に案件ごとに状況を勘案する。

(3) 一般請負等の事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

(別表第2第1項から第2項まで、第5項、第6項及び第10項関係)

17 「代表役員等」、「一般役員等」及び「使用人」の範囲

- (1) 「代表役員等」とは、個人営業の場合の本人、法人の場合の代表役員及び代表権を有すると認められるべき肩書（例えば、専務取締役以上の肩書）を付された役員をいうものとする。
- (2) 「一般役員等」とは、(1)の代表役員等以外の役員、支店長、営業所長等をいうものとする。
- (3) 「使用人」とは、有資格業者の職員で、(1)の代表役員等及び(2)の一般役員等以外の全ての者をいうものとする。

(別表第2第1項及び第2項関係)

## 18 贈賄

- (1) 贈賄に係る措置要件は、逮捕された場合と逮捕を経ないで起訴された場合とを一括して規定する。
- (2) 市職員に対する贈賄に係る措置基準は、次のとおりとする。

相手方 贈賄者	係長以下	課長等	局長、部長等	市長に準ずる者	市長
代表役員等	24箇月	26箇月	28箇月	32箇月	36箇月
一般役員等	20箇月	21箇月	22箇月	25箇月	27箇月
使用人	18箇月	19箇月	20箇月	23箇月	24箇月

(注) 1 「局長、部長等」とは、局長、部長及びこれらの相当職をいう。

(注) 2 「課長等」とは、課長、課長補佐及びこれらの相当職をいう。

(注) 3 「市長に準ずる者」とは、副市長、消防長、教育長等をいう。

(別表第2第3項及び第4項関係)

## 19 独占禁止法違反行為

- (1) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事由のいずれかを知った後、速やかに資格停止措置を行うものとする。
- ア 排除措置命令
  - イ 課徴金納付命令
  - ウ 刑事告発
  - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
  - オ 公正取引委員会が違反事実を認定し公表したとき
- (2) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに資格停止措置を行うものとする。
- (3) 別表第2第3項及び第4項の措置要件に該当した場合において、課徴金納付命令の対象となった案件全てに関して課徴金減免制度が適用された場合、資格停止の期間を2分の1とする。その事実が公表されたときの資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この号前段の期間が別表第2第3項及び第4項に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第5条第3項の規定を適用するものとする。

(別表第2第7項及び第8項関係)

20 建設業法等違反行為

- (1) 「建設業法等の規定に違反し」とは、例えば建設業法に関しては、技術者の不設置、施工体制台帳不作成、経営事項審査の虚偽申請、一括下請負違反、無許可業者との下請契約締結等建設業法上に規定してある条文に違反した場合をいうものであり、公衆損害、粗雑工事、他法令違反、不誠実行為により建設業法に基づく監督処分がなされた場合は、建設業法違反行為ではなく他の規定により措置するものとする。
- (2) 建設業法等の規定に違反し、請負等の契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。
- ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
  - イ 建設業法等の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものを除く。）

(別表第2第9項関係)

21 不正又は不誠実な行為

- (1) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。
- ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が脱税、経営上の詐欺行為等業務に関連する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、又は市発注請負等における行為に関し、本市の調査結果等により法令違反が明らかとなった場合をいい、有資格業者等の私的な行為は含まれないものである。
  - イ 市発注請負等に関して、落札決定後辞退するなど著しく信頼関係を損なう行為があった場合（「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」が提出されず契約締結しなかった場合も同様）

措置内容	措置期間
落札決定後辞退	2箇月

ウ 有資格業者が市職員等に対して、不当な働きかけを行ったことが事実として確認できた場合

不当な働きかけに該当する行為の例

- ・ 特定業者の競争参加又は不参加に関する要求行為
- ・ 特定業者の受注又は非受注に関する要求行為
- ・ 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額又は見積金額等に関する情報漏洩要求行為

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為</li><li>・その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為</li></ul> |
|--|

エ 暴力団員等から不当行為を受けたにもかかわらず、直ちに市長及び所轄の警察署長に報告・通報をしなかった場合

なお、不当行為とは、受注者等に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。

オ 贈収賄事件で、贈賄側についての時効成立後、収賄側が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、有資格者である個人、有資格業者の役員又はその使用人等が、贈賄者として特定されたとき。

(2) 第9項の適用対象は、業務に関する不正・不誠実な行為であるが、別表各項に該当項目がある場合は、当該項目を適用することとして、第9項は適用しないことを原則とする。

(別表第2第10項関係)

## 22 代表役員等の犯罪

代表役員等の社会的責任に鑑み、その私的行為を含む犯罪行為を対象とするものである。

(別表第3関係)

## 23 暴力団の排除

(1) 別表第3の各項に掲げる措置要件を事由とする参加停止の措置は、静岡県警察からの回答又は通報があった場合とする。

(2) 改善されたと認められる日とは、第1項においては12月、第2項及び第3項においては6月、第4項においては3月を経過した時点における、静岡県警察への照会結果により、当該参加停止の

措置の事由に該当しないと認められた場合とする。

(3) 役員等以外の者が暴力団員等であることだけを理由に入札参加停止措置を行わないが（暴力団員でなくなった者の社会復帰のために雇用しているなどの場合も考えられ、これ自体は社会的に非難されるものとは考えられないため）、しかし、その者が不正な利益を図ったり、第三者に損害を加えた場合は、別表第3第2項に該当させるものとする。

(4) 役員等が、その相手方が暴力団員であったり、暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をしていることなどを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した場合は、別表第3第3項に該当させるものとする。

附 則

1 施行期日

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

2 経過措置

17の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）（以下「改正独禁法」という。）の施行日以降、改正後の独占禁止法に基づく命令等から適用し、改正独禁法施行日までに勧告等があった独占禁止法違反行為について改正前の独占禁止法を適用する場合の資格停止措置については、なお従前の取扱いとする。

附 則

1 施行期日

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

2 経過措置

19の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）（以下「改正独禁法」という。）の施行日以降、改正後の独占禁止法に基づく命令等から適用し、改正独禁法施行日までに勧告等があった独占禁止法違反行為について改正前の独占禁止法を適用する場合の参加停止措置については、なお従前の取扱いとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。